

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年4月1日

会議の名称	庁議
開催日時	平成26年4月1日（火）15時30分～15時40分 16時05分～16時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【報告】 1、2 企画部長 中村勝義 3、4 総務部長 丸山秀幸 5 健康福祉部長 吉岡利昌 【その他事項】 企画部長 中村勝義 総務部長 丸山秀幸 副市長 桜井正彦
議 題	【報告】 1 志木市課長会議の設置について（企画部） 2 志木市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン 制定について（企画部） 3 平成25年度志木市一般会計補正予算について（総務部） 4 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条 例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部） 5 国民健康保険税条例の一部改正について（健康福祉部）

【その他事項】

- 1 市内小中学校の入学式の予定について（企画部）
- 2 パスポート用証明写真機の設置について（総務部）
- 3 消費税率改正について（総務部）
- 4 年度替わりの留意事項について（副市長）

<p>結 果</p>	<p>【報告】</p> <p>1 志木市課長会議の設置について（企画部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政の総合的な運営及び庁内の意思疎通を図るため、「志木市課長会議」を新たに設置したので報告する。 <p>2 志木市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン制定について（企画部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が公私にわたり、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方を明らかにし、「安全にして健全なソーシャルメディアの利用の促進を図るとともに、職員総員による情報発信を推進するため、「志木市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を4月1日から施行したので報告する。 <p>3 平成25年度志木市一般会計補正予算について（総務部）</p> <p>平成26年第1回志木市議会臨時会に次の補正予算案を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度一般会計補正予算（第5号）として、八ヶ岳自然の家トイレ・受変電設備等改修工事について、降雪の影響などにより、年度内に工事が完了する見込みがないことから、当該工事請負費について、翌年度への繰越明許費を設定したので報告する。 <p>4 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月20日に成立し、3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市税条例及び志木市都市計画条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので報告する。 <p>5 国民健康保険税条例の一部改正について（健康福祉部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法施行令の改正に伴い、緊急に志木市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、平成26年3月31日に志木
------------	---

	<p>市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提出することを報告する。</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【報告】

1 志木市課長会議の設置について（企画部）

○概要説明：企画部長

課長会議は、市政の総合的な運営及び庁内の意思疎通を図るため設置するものであり、会議は、(1)主管課長会議と(2)全体所属長会議とする。

(1)主管課長会議は、毎月第2火曜日及び第4火曜日とし、市議会定例会の開催がある月は開催しない。また、(2)全体所属長会議は、必要に応じ市長が招集して、開催するものとする。

構成員として、(1)主管課長会議は、政策推進課、事務管理課、市民活動推進課、福祉課、都市計画課、上下水道総務課、教育総務課及び会計課の長並びに議会事務局及び監査委員事務局の次長とする。また、(2)全体所属長会議は、志木市課長会議設置要綱別表に掲げる課等の長の全てとする。

庶務担当課は、企画部政策推進課とし、会議録は、庁議同様、原則公開とする。

○質疑応答等

質問) 市長

政策推進会議との違いは？

回答) 企画部長

課長会議は、各部の主管課長の集まりであり、全庁にかかる事項についての協議等での活用を想定している。また、政策推進会議は、関係各課の会議であるので、用途により使い分けていただきたい。

質問) 教育政策部長

主には、主管課とりまとめの調整事項等を協議する場として活用することによってよいのか？

回答) 企画部長

多くの声や意見を収集して、議論をしていく場として活用いただきたい。

2 志木市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン制定について

(企画部)

○概要説明：企画部長

ツイッターやフェイスブックなどに代表されるソーシャルメディアは、情報発信において即時性に優れ、更新が容易であることなどから、優れた情報伝達手段といえる一方、情報発信の内容によっては、市民に誤解を招き、意図しない社会問題を引き起こすことや、「炎上」の発生により、市政に重大な影響を及ぼすことも考えられる。

このため、職員が公私を問わずソーシャルメディアを利用する際に留意すべき事項を示すことで、利用に伴うリスクを排除し、ソーシャルメディアの有効活用を目的に制定するものである。

ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方を明らかにし、「安全にして健全なソーシャルメディアの利用の促進を図るとともに、職員総員による情報発信を推進するため、「志木市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を4月1日から施行する。

なお、適用となる職員の範囲は、地方公務員法に規定する職員及び企業職員とし、公職選挙法及び公職選挙法に準じた公選制により選ばれた者を除く。

利用にあたっての留意事項を11項目記述しているので、周知徹底をお願いしたい。今後、職員への研修は順次行うこととする。

○質疑応答等

質問) 教育政策部長

モラルの問題であり、わざわざ規制しなければならないのか？

地公法での縛りで十分ではないのか？

回答) 企画部長

ガイドラインであり、注意喚起も含め作成したものであり、安全にして健全な利用をするための基本的な考え、遵守事項であると考えていただきたい。

質問) 教育長

他市の状況は？

策定にあたっての経緯は？

回答) 企画部長

政策推進課の電算グループと秘書広報課において内容を詰めてきたものである。県内でも、いくつもの市町村で作成しているの、先進自治体を

参考として作成した。

3 平成25年度志木市一般会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

今回の補正は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付けで専決処分を行ったものであり、内容としては、平成25年度に、八ヶ岳自然の家において、トイレの洋式化及び受変電設備の改修、並びに、電気暖房設備の設置工事を実施したところでありますが、工事完了後、暖房設備の動作確認を行ったところ、正常な作動時において、機器本体の温度の上昇が認められました。このため、多くの児童・生徒が利用する施設であることから、安全性を高めるため、暖房器の周囲に、安全柵を設置する追加工事を実施することとしたところであります。

しかしながら、本年2月の大雪により、八ヶ岳自然の家の所在する長野県南佐久郡は、およそ1.5mの積雪となり、除雪作業が進まず、現場に納品をするための進入路の確保が困難な状況となり、年度内に工事が完了する見込みがないことから、年度末に設定していた工期を4月末まで、延長することとし、当該工事請負費について、翌年度への繰越明許費を設定したものであります。

○質疑応答等

質問) 副市長

地方自治法179条第1項の規定による専決処分は、議会に対するアクションを今までしていないのか？

回答) 総務部長

昨年までは、関係課が議長をはじめ、各議員に回って説明をしていた。今後については、改めて調整する。

4 志木市税条例の一部を改正する条例及び志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について（総務部）

○概要説明：総務部長

志木市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月20日に成立し、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、去る3月31日付けで専決処分を行ったので、その承認を求めるも

のです。

主な改正内容としては、肉用(にくよう)牛(ぎゅう)の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長や一般社団法人等に係る非課税措置の廃止、その他法律の改正による規定の整備などがあります。

また、志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月20日に成立し4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市都市計画税条例の一部を改正する必要があるため、去る3月31日付けで専決処分を行いましたので、その承認を求めるものです。

改正内容としては、地方税法の改正による項ずれ等の規定の整備となっています。

○質疑応答等

【個人市民税関係】

質問) 副市長

地方税法の一部改正であるが、志木市に関係するものであるのか?

回答) 総務部長

現在は、該当する事案はない。今後、該当になる可能性もあるので、準則等の改正時にスムーズに事務処理が進むよう改正する。

【固定資産税関係】

質問) 教育長

入れておく必要があるものなのか?

回答) 総務部長

今後に向けて、改正しておく必要がある。地方税法に入れないので、市の税条例に定めておくものである。

質問) 教育長

志木市の規定する率はいくつなのか?

回答) 総務部長

市としては、3分の2で規定する。

【都市計画税関係】

質問) 市長

専決処分書を持って議員に説明に回っていたが、どうするのか?

まとまって、議員に説明する場がないのか?

質問) 副市長

今回は、従前の通りとするが、議会事務局長から今後の179条専決については、どのようにしたらよいか確認していただきたい。

回答) 議会事務局長

議長と調整をする。

5 国民健康保険税条例の一部改正について (健康福祉部)

○概要説明：健康福祉部長

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に志木市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、去る3月31日付けで専決処分を行いましたので、その承認を求めるものであります。

改正内容といたしましては、消費税増税に伴う低所得者に対する所得税均等割及び平等割の軽減判定基準の見直しであり、軽減対象者の拡大で5割軽減の場合、従前は世帯主を除いていたが今改正で含めることとする。また2割軽減の場合は、被保険者に乗ずる金額を35万円から45万円にするものである。この改正に伴う市の影響額は、約1,800万円であり、影響世帯数は、550世帯、被保険者数は1,200人である。

○質疑応答等

質問) 香川市長

市への影響は？これは時限か？

回答) 健康福祉部長

消費税の関係であり、市への補填は平成27年度になる。

恒久である。

【その他事項】

1 4月8日、9日の市内小・中学校の入学式の祝辞担当者について (企画部)

○概要説明：企画部長

配布のとおり、各学校入学式の祝辞担当者を割振りしたので、学校ごとに参集時間が違うことに留意し、当日はお願いする。

2 パスポート用証明写真機の設置について (総務部)

○概要説明：総務部長

正面玄関右側に、証明撮影用の写真機を3月31日に設置した。

3 消費税率改正について

○概要説明：総務部長

消費税率8%の適用について、適正に事務執行していただきたい。合わせて、景気動向の心配があるので、地域経済の活性化の視点からも市内事業者への発注をお願いするとともに、また予算執行にあたっては、早めの契約に努め、配慮を願いたい。

4 年度替わりの留意事項等について（副市長）

○概要説明：副市長

部下職員に対する指導を再度徹底してほしい。

- ① 年度替わりは、職員のミスが多くなる時期であるので、事務執行上のミスについて細心の注意を払うこと。
- ② 自ら思考し、それに基づき「判断し行動する」力が欠けているように感じられる。
- ③ それぞれの常識力、判断力を磨いて仕事に臨んでいただきたい。
- ④ 指示待ち、判断待ちをせず、積極的に仕事に臨んでほしい。
- ⑤ 報告・連絡・相談について、結論に対する報告がない。必ず、事後報告までを徹底すること。
- ⑥ 部下に対する指導
 - ・仕事の基本は、法律や条例等に基づく仕事であることを認識させ指導すること。根拠が「昨年どおり」であるでは困る。前年、前回の文章や起案をそのまま使用して、間違っているものが多い。上司もそれに気づかず決裁をしている。
 - ・前回のものを利用すること事態が間違えであるとの認識のもと、事務にあたること。
 - ・起案文書が簡易すぎる。5W2H（「いつ（When）、どこで（Where）、だれが（Who）、なにを（What）、なぜ（Why）、どのように（How）、いくらかけて（How much）」）で簡潔に要点をまとめ、起案文書だけで内容がわかるように作成すること。
 - ・発番が記載された起案文書が多々見受けられる。事務手順をしっかりと

指導すること。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。